

# 近世諸藩のリスクマネジメント(1)

## ——備荒貯蓄制度を中心として——

武田久義

- 一 はじめに
- 二 義倉と社倉について
- 三 諸藩におけるリスクマネジメント
- 四 むすび

### 一 はじめに<sup>1)</sup>

危険に対する備えは、人間の根源的な欲求の一つである。マズローは、生理的欲求の次に安全の欲求を考えた。何らかの経済主体が安全を求めるための意識的な活動を行なうとき、それは広い意味でのリスクマネジメントと見ることができる。したがってリスクマネジメントは、古来より、個人、家計、共同体等の様々な単位によって実践されてきたと言うことができるであろう。そして食糧の確保は、安全とならんで人間の生存に対する最も重要なリスクマネジメントの一つである。本稿は、日本の江戸時代に諸藩が行なったリスクマネジメントのうちで、主として不作、凶作、飢饉等に対する備えとしての備荒貯蓄制度について考察しようとするものである。

現在でも世界的規模で考えた場合、不作とされる地域は毎年数多く存在する。現在では、豊作である地域からの供給によってかつてのような深刻な事態に陥るのを防止することは可能である。しかし江戸時代には、地域的あるいは広域的な不作、凶作や飢饉等による大きな被害がしばしば発生している。そして凶作や飢饉の場合、「津止め」といって自藩の食糧が他の藩に流出す

---

1) 印刷の都合上、本稿では一部を東洋漢字および現代用語に改めている。

るのを防止することも、しばしば行なわれていた。そうでなくとも、当時の交通事情等は、非常時の際の円滑な救済に対する大きな障害であつただろう。したがつてそれぞれの藩は、非常時の備えとして、自力救済できるような対策をたてざるをえなかつたのである。そして江戸時代には、次のような食糧備蓄のための多様な施設が存在していた<sup>2)</sup>。

(1) 備荒兼軍事上の目的を有するもの

- ①幕府直領地の貯穀
- ②譜代諸藩の城詰米

(2) 備荒を目的とするもの

- ③一般諸侯の団米
- ④郷村（直領地）貯穀
- ⑤市坊（江戸・大阪）貯穀
- ⑥各藩各地の社倉・義倉および郷倉

(3) 米価調節の目的を有するもの

- ⑦諸侯町人の一時的団米
- ⑧数藩における常平倉

（このうち①、②および③は、官府自身が貯穀するものである。そして、④、⑤および⑥は、官府以外の抛出、又は官府と他の抛出とを合わせたもので、社倉や義倉と類似した性質を有している。）

これによれば、備荒を目的とした制度は、一般諸侯の団米、郷村貯穀、市坊貯穀および各藩各地の社倉、義倉および郷倉ということになる。しかしこれら以外の貯穀も緊急の場合には救済のために用いられたことは、多くの資料に明らかである。したがつて、最も広義に解釈するならば、貯穀を目的としたこれらすべてを備荒貯穀と呼ぶことも可能である。いや、それだけではない。各村落においては、およそ食糧になるものはほとんどすべて非常時のために備蓄されていた。備荒貯蓄制度の研究においては、このことを見逃すことはできない。これについては、別に詳細に検討する予定である。このよ

---

2) 本庄栄次郎、『日本社会経済史』（昭和3年）改造社、417頁を一部修正した。

うに何らかの備荒貯蓄制度がすべての藩で実施されていたことは、間違いない。

さて、備荒貯蓄制度の中では、義倉と社倉が一般に知られている。そして、理論的には両者は明確に区別されている。しかし、近世の人々は備荒貯蓄制度としての義倉と社倉を明確に区別しなかったのではないかと思われるふしがある。すなわち、義倉や社倉に関する文献の中で両者を明確に区別することなく用いているものがきわめて多いのである。そしてその理由の一つは、現実に存在していた備荒貯蓄施設としての義倉および社倉自体が明確に区別されていなかったからではないかと思われる。筆者は、将来の研究を展望した場合、この点についても考察を行なう必要があると考えている。とくに義倉と社倉に対する諸家の見解を考察の対象に含めたのは、筆者が本稿を日本保険思想史の準備作業の一つとして位置づけているからである。

筆者は、日本保険思想史の研究を当面の課題として、これまで取り組んできた。そして、そのための準備作業として、すでにいくつかの作品を発表してきている。しかし日本保険思想史の研究のためには、それに至るまでの前段階として「日本生活保障史」の研究が不可欠であると考えている。それは、現実の生活保障のあり方が保険思想の形成のための一つの基底を成していると考えられるからである。思想と制度とは相関関係にある。したがって、思想が制度の形成のための主要な一因であることを忘れてはならない。しかし、本稿では、この点を考慮しつつ、施設として存在した生活保障制度としての備荒貯蓄制度について考えてみようとしているのである。それはまた、あらゆる歴史を通じて備荒貯蓄制度が最大のリスクマネジメントであったことにも関係している。

さて、義倉や社倉という名称を有する施設だけをみても、日本全体ではかなりの数にのぼる。本稿では、そのうちのいくつかの藩についてのみ紹介する。なお本稿では、考察の対象を基本的に義倉と社倉に限定しておきたい。そして義倉や社倉以外の他の備荒貯蓄制度については、別の機会に発表したい。

本稿では、第二章で義倉と社倉の相違について考えてみることにする。そこでは、いくつかの異なる見解を紹介する。次に、江戸時代の文献にさかのぼって、義倉と社倉の相違について考えてみる。そして、すでに江戸時代から両者を明確に区別することなく用いられていた場合が多いことを、明らかにする。第三章では、諸藩において義倉や社倉という名称を付けられた備荒貯蓄制度の実体を明らかにする。

## 二 義倉と社倉

### (一)

最初に、義倉と社倉の異同に関連するいくつかの見解を紹介しよう。重田定一氏は、『史説史話』において、中国における義倉と社倉について紹介している。そしてそこで、両者を次のように区別する<sup>3)</sup>。すなわち、両者ともに備荒貯蓄制度であるが、義倉は隨の時代に始まった。そこでは、小数の富者の義捐を政府が収蔵し、倉庫は監督上便利な場所に設け、必要な救済が行なわれる。これに対して社倉は、宋の時代に始まった。多数の人民がそれぞれ身分相応に拠出し、それぞれの居村に貯蔵して、救済を行なうものである。したがって、義倉と比較した場合の社倉の特徴は次の諸点にある。①少数の富者が負担する一種の付加税のような感じがない。②倉庫が居村にあることから手遅れになるおそれがある。③面倒な手続きが不要である。④人々の相互救済の思想が認められる。

この重田氏の見解は、宋の時代における義倉と社倉についての概念から導き出されたものと思われるが、義倉と社倉の相違について明瞭に述べている。それゆえ、多くの者に支持されているのであろう。しかし、重田氏が日本の江戸時代の義倉と社倉についての研究の結果に基づいて以上のような見解を明らかにしたようには思われない。それは、同氏が次のように述べているからである。すなわち、「江戸時代に於きましては、名は義倉でも実は社倉であつたり、又その反対に名は社倉といひながら実は義倉であつたり、又、其

3) 重田定一、『史説史話』（大正5年）弘道館、289-290頁。

の中間なものもあつたので、自然明瞭に二者を区別することの困難なのがありました」<sup>4)</sup>。つまり、重田氏は、中国宋代の義倉と社倉の概念に基づいて定義付けを行ない、その定義に従って日本の備荒貯蓄制度としての義倉および社倉についての分析を行なっているのである。

次に、日本の備荒貯蓄制度の研究では最も大きな影響力を有すると思われる本庄栄次郎氏の見解を見てみよう。同氏は、次のように記している<sup>5)</sup>。義倉とは「富裕者の義捐、または課徵によって穀物を出さしめ、政府がこれを管轄して、便宜かつ重要な処に貯穀をなし、入用の時に窮民に給与するの法である」。そして、社倉とは「多数の者が任意にそれぞれ身分相応に出し合って、各居村処々に貯穀をなし、自動的に処理される備荒儲蓄である」<sup>6)</sup>。そして、両者の相違を次のように記している。少々長くなるが、紹介しておく。

「義倉は「令義解」に『謂分富賑富，其義合義，故曰義倉也』とあるが如く，少数の富者が義金義穀を拠出して，救済のために貯蓄するものであって，義倉の義は仁義とか義捐とかいう義であり，（中略）また社倉は村里の人々が各自に出し合って貯穀し，救済の目的を達成するもので，社倉の社はいわゆる会社，社団法人などの社と同義であって，「正字通」にいわゆる『團結共事者亦曰社』の義である。決して神社の社ではない。しかし後には，方便として社倉と神社とを結び付け，神社の倉庫，農業の神様のお倉だ，というように百姓に申し諭して起した社倉もある。（中略）要するに，義倉は富者に対する特別の負担であるが，社倉は人民相互の救済方法であって，決して義捐とか特別課徵とかの性質を有するものではない。さらに社倉は，人類共済の思想を，涵養し得る美点存することも認めなければならぬ。

また義倉は，富者の義捐によって，政府が便宜な社（主として州県市鎮

4) 重田定一，前掲書，294頁。

5) 本庄栄次郎，『米価調節史の研究』（昭和47年）清文堂，387頁。

6) これは，義倉と社倉に関する代表的な見解のように思われる。そして『国史大典』（吉川弘文館）「義倉の項」も基本的にこの説に則っているが，両者の相違について次のように記している。「義倉と社倉との区別は，概念的なものであつて，実際においては名は義倉であつてもその実は社倉であることもあり，またその反対のものもあり，その中間のものもあった」。

等)に倉庫を設けて処理するものであるが、社倉は官府とは直接の関係なく、人民がその居村において共同貯穀をなすものであるから、その倉庫は常に手近の処に在るばかりでなく、貯穀は一般に広く普及する傾きがある。またイザ入用という時に、直ちに倉庫を開いて穀物を取り出すことができ、かかる際に政府の煩雑な手続きも要せず、きわめて簡単に迅速に救済の目的を達することができる。要するに一は官府の監督を受け、他は自治的なる差がある。以上論ずる処によつて見ると、社倉はその性質上義倉の一段進歩したものと認めて差支えないと思う」。

義倉と社倉の間に相違を認める者のほとんどは、ほぼこれと同様の見解であるように思われる<sup>7)</sup>。

---

7) 参考までに、義倉と社倉の比較を試みている中村孝也氏の見解を紹介しておく。  
「社倉は、もと義倉の進歩したるものなるが故に、この二者が用語上の混同を免れざりしは已むを得ざる次第なり。由て試みに社倉と義倉とを比較して、その特色を挙ぐれば、凡そ次の如し。

#### (1) 共通点

- ①両倉共に、事前予防策としての設備にして、賑恤を目的とすることを等しうす。
- ②両倉共に蓄積の対象物が米穀を本則とすることを等しうす。
- ③両倉共に平時、貯穀の腐敗等を防ぐために、之を売出し、或は貸付くることを等しうす。

#### (2) 差異点

- ①社倉の経営者は、地方の自治団体(即ち郷社)なり。義倉の経営者は政府なり。
- ②社倉の貯穀は、原則として、村民各自の自発的寄付によって拠出せらる。すなわち、村内の住民が、備蓄の目的を理解し、身分相応にそれぞれ米穀を出し合ひ、之を倉庫に収め、共同貯穀となし、非常時に備ふるものなり。義倉の貯穀が、原則として、中産以上の富者に対する一種の課税として徴収せらるるものと趣を異にする。
- ③社倉の管理・経営・出納一切は、当該自治団体に委任せらる。義倉はすべて政府の監督の下にあり。
- ④社倉は郷村毎に設置せらるる故に、小規模なれど、その数多し。義倉は政府が便宜、重要と認むる地に設置するものなり。
- ⑤社倉は手続き簡単にして、非常時の救恤が、迅速に行渡る長所あり。義倉は之に及ばず。

要するに、社倉は村民各自に共存共栄の自覚を刺戟し、共同団結の精神を涵養するものにして、相互救済の実行力にも富み、義倉よりも一段進歩したる施設なり」。(中村孝也、『元禄及び享保時代における経済思想の研究』(昭和2年)国民文化研究会、876-877頁)

なお、「社倉の自治性」については、実際には藩等の主導によるものも数多く存在していたことを、多くの者が指摘している。

これに対して、義倉と社倉をほとんど同一のものと解する見解もある。たとえば矢野友一氏は、「両者何れも其性質全く同じく、一種の民営に属し官は只其管督をなすに過ぎなかった」<sup>8)</sup> と、両者の間に基本的に差異を認めていない。これは、矢野氏が日本の義倉や社倉の実体にそくして理論化しようとしていることからくるものであろう。後に詳しく考察する予定であるが、江戸時代の多くの藩では両者はほとんど混同して用いられていたようである。上田藤十郎氏の次の記述は、このことを明瞭に言い表している。「義倉と社倉との区別は、概念的のものであつて、実際についてこれを見れば、名は義倉であつてもその実は社倉であることもあり、またその反対のものもあり、義倉と社倉との中間のものもあつた。（中略）即ち、徳川時代に於ては、この両者は接近したものとして考へられ、また実際の取扱に於てもそうであつたことを知ることが出来る。しかして、その組織に至つては、純然たる官設もしくは民間の設立にかかるものは甚だ少なく、多くは半官半民のものが多かつたやうである」<sup>9)</sup>。

ところで、社倉の「社」をどのように解するかについては、意見はほぼ三つに分かれている。一つは、本庄栄次郎氏も指摘しているように、会社や社団の「社」と解するものである。この立場からすれば、社倉を一種の共済施設とみることにつながっていく見方も可能であるように思われる。たとえば小林惟司氏は、中国の社倉についての記述ではあるが、次のように記している。「社倉は、郷社という地方公共団体の設立した穀倉で、（中略）義倉と同様に凶年における救済資金として毎年各戸より一定額の穀物を出させ、これを貯蓄するが、その貯蓄を行う機関は義倉のような官吏ではなく、社という組合の委員である。穀物を出す義務者とその救済をうける権利者は、一般ではなく組合の加入者である。また義倉の貯穀は、ただ貯蓄されるだけであ

8) 矢野友一, 『日本農政史』(大正4年) 丸山舎, 553頁。

9) 上田藤十郎, 『近世の荒政』(昭和22年) 大雅堂, 19-20頁。

るが、社倉の場合は、一定の利率で組合員に貸出され、その利穧は組合の倉に収納され增加される」<sup>10)</sup>。

第二の見解は、社倉の「社」を郷社の「社」と解するものである。たとえば曾我部静雄氏は、中国の社倉についての記述ではあるが、「社」を「行政区画の社、即ち郷の意味に解すべきである」と述べている<sup>11)</sup>。

第三の見解は、社倉の「社」を神社の「社」とみるものである。このような理解は一般にひろく浸透していたようであるが、これについては後述することにしたい。

## (二)

以上、義倉と社倉に関して、いくつかの異なる見解を見てきた。そしてこれらは、すべて明治時代以降の文献である。しかし、すでに江戸時代においても、義倉と社倉に関する見解には相違が見られる。簡単に眺めておくとしよう。

周知のように、義倉は8世紀の初頭に中国から導入された。太宰春台は、享保14年（1729）に著した『経済録』において次のように記している。「異国に義倉といふことあり、隨の文帝の時に、長孫平といふ者、度支尚書の官也、度支尚書といふは、國家の諸事の費用、錢穀の出納を掌る官也、開皇年中、長孫平言上して、在々所々に義倉を立つ、民の家々より、其貧富に応じて、毎年粟麥一石以下を出さしめ、是を聚て其在所の倉に蔵め、其里の父老是を主どり、常に蓄置て、凶年飢餓のときに之を出して其難を済はしむ、是を義倉といふ、民間にて互に相恤で、急難を済ふが故に、義と名づけたり、此事日本にても、文武天皇の世に有しことて、今の世にも行はること也、在々所々の民間は云ふに不及、諸侯の國にて、士大夫の中には是を行はば、補ふ処多かるべし、今其法を擬するに、且く万石以上の諸侯ならば、諸臣の俸禄の内より、廿分の一を出して義倉に入るべし、（中略）一士の家にも疾病

10) 小林惟司、『日本保険思想の生成と展開』、(1989年) 東洋経済新報社、50頁。

11) 曾我部静雄、「宋代の三倉及びその他」(『東亜経済研究』13-14号)、51-52頁。

死喪あり、不時に窘迫することあり、又不時なら子ども、婦を聚り女を嫁する類に費用多きことあり、左様のときは、願ふに隨て、穀にても、金にても、出して貸すべし、其多少に隨て、當年に還し、或は二年三年に還し、或は四五年にも還すべし、是に利息を出さしむべし、（中略）若諸子の中に死亡して子孫なく、後となるべき親族もなく、其家断絶する者あらんに、寡婦或は孤女あらば、其土の父祖以来、義倉に入れたる穀を計算して、其寡婦孤女に賜ふべし」<sup>12)</sup>。

ここに見られるように、太宰春台は、民間における義倉というよりは藩士の間における義倉について述べている。もっとも、「在々所々の民間は云ふに不及」という記述からするならば、民間における義倉については当然のことと考えていたようにも受け取ることができる。藩士の義倉への積立ては、俸禄の20分の1の天引きであり、したがってそれは強制的な拠出であった。入用の時には貸し付けられ、低利ではあるが利息が徴収されることになっていた。また、寡婦等に対する積立金穀の返還についてもふれている。

次に、享保4年（1719）に仙台藩の儒者となった蘆東山の著を見てみよう。『蘆東山上書』は、次のように記している<sup>13)</sup>。「一. 義倉之事，在々御倉被相立，人々分限之内或は十分一，或は二十分一粒にて右倉へ相納候様被仰渡，其内各別困窮に付，父母妻子養育相成兼，又御百姓相続仕兼候者には，其品願之上右義倉より被借下，其高之多少に応じ，三年賦，五年賦，又者十年賦等に軽き利足を以相納候様被仰付候はゞ，困窮之者共産業取失へ不申（下略）」。「一. 義倉之制被相立候而も，貧窮の者共は當分相納可申様無之，却而拝借候者も，數多可有御座候，是等は金銀片廻り相止候はゞ出精次第追々余分出来，相納候様可相成候（下略）」。「一. 義倉之法被相行，年数相立候はゞ，納穀も次第に多相成可申候，其内御国中十箇年飯料程は粒に而御貯，

12) 太宰春台、『経済録』卷五、26頁以下。なお、原文は「異國ニ義倉伝アリ隋ノ文帝ノ時（以下略）」のように記されている。ここでは読みやすいように、田中静夫著、『原始保険の史的研究』（昭和7年）交通経済社、270頁）より、一部修正のうえ引用した。

13) 『蘆東山上書一』（滝川誠一編、『日本経済大典』第11巻（昭和42年）明治文献所収）361-364頁。

余は御払金に而貯置候様被仰付可然奉存候、湯王之御時七ヶ年の旱打続由、水旱に不限、災変之只今迫も難計物に御座候得者、聖制之通十年之食被相貯、其上余分之糲御払金追年相増候はゞ、如何様災変有之候而も、御國動申間敷候（下略）」。

蘆東山の義倉は、農民および藩士を対象としているようである。収入の10分の1あるいは20分の1を積み立てるのであるが、貧窮者に対する配慮がなされている。したがって、からずしも強制を意図してはいなかったと見るべきかもしれない。困窮者には貸付けを行ない、低利の利息を徴収することは、太宰春台の場合と同様である。また、年月が経過し積立ての金穀が増大することで、備荒貯蓄対策が明白に意図されている。

『縣令須知』の中で、谷本教が義倉について次のように述べている<sup>14)</sup>。「義倉法と云は、毎年の秋百姓の手前々々、其貧富によりて米麦を出させて、其村里の氏神の地に倉を建て、右の糲を詰置き、其差配をば社司但神主には限るべからず、名主にも頭立ても可然にさせて、凶年の備えと成しむ、是を名付けて義倉といふなり」。

また、『日本財政経済史料』は、岡田庄太夫の助郷穀について、次のようにこれを義倉と述べている<sup>15)</sup>。「享保の頃、豊後國日田御代官岡田庄太夫と云人、支配所に助郷穀と云事を始めらる。是も義倉の類なり。租税の外に、米・麦・粟・稗・其外雜穀の類、何にても人之難儀に不成程其分限に応じ集之、日田陣屋元に蔵を建是を詰置、価宜敷時出売出し、銀にして隣国在町へ年に壱割の利足にて貸渡、毎年極月十五日を限り取立之、年内に又貸出日田銀と唱、公金同然之取計なり」。

以上が、江戸時代の文献にあらわれた義倉についての代表的な見解である。それでは、次に社倉についての見解を見てみよう。通説によれば、社倉についての知識は中国から導入され、これを最初に日本に紹介したのは山崎闇斎であるとされている。朱子の社倉法の起源は、およそ次のようなものであろう<sup>16)</sup>。宋の時代、乾道4年（1168）戊子、建寧府一帯に大飢饉が発生した。

14) 谷本教、『縣令須知』（滝川誠一編、『日本経済大典』第12巻（昭和42年）明治文献所収）554頁。

15) 大蔵省編、『日本財政経済史料』卷一（大正11年）財政経済学会、501頁。

その時崇安県の開耀郷にいた朱子は、役所に願い出て粟600石を得、これによって民を救済した。その年の冬は豊作だったので、民は粟を返済した。しかし朱子は、それを里中の民家に留めて飢饉に備えた。貯穀は、腐敗を防止するために希望者に貸し付け、2分の利息を徴収した。そして、小飢饉の場合には利息の半分、大飢饉の場合は全部を免除した。14年後には元本の600石を返済したけれども、利息として3千石の残高があった。それからは利息を取らず、ただ損耗分として1石につき3升ずつを収めた。このようにして、開耀郷は45里の間、飢饉の年にも百姓が飢えることはなかった。

山崎闇斎以後、社倉について記述した多くの文献があらわれた。宇井小一郎の『社倉法大意』は、初めに朱子社倉法の起源について紹介し、その後日本における社倉法の組織や運営方法について記している。朱子社倉法の起源については省略し、日本の社倉法の要点について簡単に述べておこう<sup>16)</sup>。社倉に備蓄する物は、米である。社倉の加入者は百姓であるが、農業に精を出さぬ者、身持の悪い者あるいは食物に事欠くことのない富裕な百姓の加入は認めない。そして加入は、希望する者のみとする。加入者は10人を1組とし、組頭を置く。また、5組50人から1人を選んで社首とする。毎年12月、社倉米を納めた後に人数および上納等について点検を行ない、問題があれば社倉奉行へ訴える。そのほか、毎年4月頃に、社倉米の貸出を行なう。これは、旧米を消費し尽くし、新米は未だ収穫できないからである。この貸付においては遠隔地の村を先にし、近村は後まわしにする。なお、貸し出す場合、1組10人が相請けをすることとする。したがって、誰か1人でも返済できない場合には、他の9人が返済の義務を負うことになる。この返済期限は、11月中に行なう。当初は、1石につき2斗の利息を徴収するが、元米が5倍になってから後は元米の減を補う程度の利息を徴収する。

宇佐見濤水の『社倉考』は、安永元年（1772）に執筆された。「社倉とも義倉ともいふ」と、両者を同一視する記述がなされている。それだけではな

16) 曽我部静雄、前掲論文、53頁より。

17) 田中静雄、前掲書、295頁以下を参考とした。

く、後世の義倉と社倉に関する諸説を包含したとも思われるような説明がなされている<sup>18)</sup>。すなわち、「社は里中寄合て土地の神を祭ることなり、（中略）又会聚して組を立るを結社といふ、村々一村ごとに組して米穀儲蓄の倉を立るを社倉といふ、義は人を救ふことなり、親類の貧しき者を救ん為、その分に応ず所持の田地引分けておくを義田いふ、（中略）人を救ふ為めに米穀を儲へ置く倉なる故義倉といふ、上よりも下よりも米を少しづゝ出し、村々に貯へ置いて凶年飢饉の備とすべし」と記されているのである。

そして、具体的な運営方法として、次のように記している。百姓の有徳な者には、多く抛出させるべきである。最初のうちは貸付けにあたり1石につき5升ほどの利息を徴収し、貯穀が一定量に達した後には元穀の減少分を加えて返済させる。5人あるいは10人单位で組をつくる。毎月1回、米の出入り等を勘定する。百姓を救うための貯穀であることを、よく心得ておく。奉行や代官等にまかせぬ。これによって、民が困ることがないように配慮すること等々である。

以下、内容の詳しい説明は省略するが、社倉に関する記述があるいくつかの文献について簡単にふれておく。小宮山空道は課徴による強制貯穀と官による管理を唱え（『故事類苑』政治部「例書五」）、中井竹山の『社倉私議』は高持百姓を対象とした課徴と自治的処理による運営を主張している。また、常見某の『意見書』は、一人当たり麦5合ずつの課徴と社倉奉行を置いた上の自治的運営を、澤村琴所の『齊桓問對』は多数の任意による抛出と自治的処理を述べている<sup>19)</sup>。

以上のように各文献を調べて明らかになったことは、第一に義倉と社倉の相違を明瞭に示すような記述がきわめて少ないことである。すなわち、備荒貯蓄制度についての説明を行なってはいるが、それが義倉についての説明かそれとも社倉についての説明なのか、不明確なものが多いことである。第二に、義倉と社倉を同一のものと見なしている見解が存在することである。以

18) 宇佐見瀧水、『社倉考』（滝川誠一編、『日本經濟大典』第17巻（昭和43年）明治文献所収）、440-401頁。田中静雄、前掲書、309頁以下。

19) 田中静雄、前掲書および中村孝也、前掲書等を主に参考とした。

上の点からみて、江戸時代の多くの学者達は、おそらく義倉と社倉の違いについて明確な認識を有していなかったのではないかと思われる。

それでは、この原因はいったいどこにあるのだろうか。筆者は、多くの理由のうちで現実に存在した種々の備荒貯蓄施設の中で義倉と社倉が明確に区別されていなかったことを、大きな原因の一つと考えることができるのではないかと思っている。この点については別稿において検討するつもりであるが、本稿では義倉あるいは社倉という名称を有する施設について、その実体を明らかにすることにしたい。

### 三 諸藩におけるリスクマネジメント

本節では、近世の諸藩におけるリスクマネジメントとしての備荒貯蓄制度のうちで、義倉あるいは社倉という名称を有する制度を、資料を中心に考察を行なうこととする。

#### （一）

最初に、水戸藩の制度について考えてみる<sup>20)</sup>。

（資料1）<sup>21)</sup>

「抑も蓄穀は先代光圀以来継続せし旧法にて常平倉は齊昭の天保年間に創設せし所なり癸丑（筆者注：1853年）以後に至りては又倍々其の蓄殖を努め且つ義倉社倉等の法あり」

「是時に當り累年蓄積せる結果として米穀倉廩に充満し陳々紅腐せるものあり而して常平倉の外別に備荒貯穀及各郡の蓄穀<sup>義倉社倉の類にて郡宰の所管に係るもの</sup>も又少からず郡奉行金子教孝の調査せし書に拠れば大略左の如し<sup>是れ安政四年丁巳九月の調にて金子より</sup>

茅根泰へ報告  
せしもの也

四郡分

一穀貳拾七萬二千五百三十俵八升六合

20) 主として、本庄栄次郎、『近世経済史の諸研究』（昭和48年）清文堂、303頁以下を参考とした。

21) 『水戸藩史料』上編乾巻、（昭和45年）吉川弘文館、890、894頁。

役所貯並鎮守初穂溜穀等

一稗四萬四百四十九俵百九十六石八斗五升七合

一粒九萬九百五十一俵廿五石四升五合

一米二千五俵二石七斗四升壱合

一栗百四拾三俵九升壱合

一黍拾俵

一金三十両三分鑑三貫八百五十壱文

右之通

右四郡分とあるは四郡管の貯蔵合計なり是れ先代以来継続せし貯蔵にて累年増加したるものなり又役所貯並に鎮守初穂溜穀とあるは郡庁の貯穀及び社倉義倉の類をいふ

(資料1) からは、次のことを読みとることができる。すなわち、水戸藩においては第二代藩主光圀(義公)以来稗を貯える制度が設けられており、そして天保年間(1830-1844)には常平倉が設置された。また、嘉永6年(1853)以降には、義倉や社倉も存在していた。安政4年(1857)の調査によれば、稗倉には27万俵を越える穀物が蓄積されていた。これ以外に、役所貯と呼ばれた郡庁の貯穀、鎮守初穂と呼ばれた社倉、そして溜穀と呼ばれた義倉の類が存在していたということである。

それでは、義倉や社倉はいつ頃設立されたのであろうか。安政3年(1856)8月、齊昭は次の(資料2)に見るよう、義倉をつくることを勧めている。すでに常平倉は存在していたが、大凶荒の場合には未だ不十分であると考えられたからであろう。

(資料2)

「常平之仕法は是迄之通り致し置右穀之中より領分村々へ元米を出し豪農義民を募り積米致させ小民よりも年々出来秋に至り少々づゝ出させ義倉之仕法を立萬一大凶荒有之候共村々三年之食料に指支無之又非常之義異艦之一事有之節にも食物無之候ては如何とも可致様無之事故郷郡官共相談にて常平は常平にて是迄之通りにいたし外に義倉を村々に初候ては如何可有之や幸當年杯は水戸も上作と被察候へば當年より初候ては如何

（下略）

安政丙辰八月十四日 水戸蔵奉行共へ」<sup>22)</sup>

「是より以後各郷村にては往々従前の溜穀なるものを基本として義倉の法を設け漸次拡張したりと云ふ」<sup>23)</sup>

以上、（資料2）に見るようすに、常平倉とは別に1856年頃以降に義倉が設けられた。そしてそれは、以前から存在していた溜穀の施設をベースとして、豪農や義民ならびに小農からの少しづつの拠出等をもって、徐々にこれを拡充していったものと思われる。そこで、溜穀に関する記録を見てみよう。

（資料3）

「（烈公手書）愚昧伝聞義倉は今民間に有之溜穀の類に而富人は穀物多く出し貧人は少く出し年々溜置凶歳の節は右の倉を開き貧人を救候由富を分ち貧を賑す其情義に合候故義倉と云由さすれば村村へ相諭溜穀いたさせ凶年の備に致候方義倉の意に合可申歟」<sup>24)</sup>

ここでは、水戸藩が義倉をどのように理解していたかが明白に語られている。ところで、ここでの「溜穀」とはいかなるものか、詳細は不明である。ただ、次の（資料4）に記されている貯穀が、この溜穀と同一ではないかと考えられている<sup>25)</sup>。

（資料4）

「各郡村に貯穀の法を設くるものあり所謂義倉なるものはなり然れども是等は各郡村一定の法あるに非ず其の行否蓄積の多少等は各其の地利人和の如何に在り是れ郡奉行に於て尤も奨励を要せし所たるべし」<sup>26)</sup>

ここでは、義倉が各郡村に設置されており、村民の自治的処理に委ねられていたことがうかがえる。

最後に、（資料1）に記されている「鎮守初穂」すなわち社倉に関連した記録を、一つ見ておくとしよう。

（資料5）

「郡奉行に命じて蓄糧を計らしめたるは是れ常平倉等の貯蓄とは全く別

22) 同書、889頁。

23) 同書、890頁。

24) 『水戸藩史料』別記上、370頁。

25) 本庄栄次郎、前掲書、327頁。

26) 『水戸藩史料』別記上、385頁。

途の法に属するなり是より先き経界改正の功を竣るや（弘化元年甲辰の春なり）各郡皆一村一社の制に因りて祭田を附し祭典ある毎に一村挙りて社前に会し神酒赤飯を頒賜し其の余祭田より収めたる米穀は之を社倉に蓄ふるの法あり」<sup>27)</sup>

これによると、水戸藩においては社倉は神社に関連した倉庫と考えられており、それは各村に設置されていたことがわかる。

以上で、水戸藩における義倉および社倉がどのような内容であったのか、そしてそれらがどのように理解されていたのか、かなり明らかになってきた。しかし、より詳しく理解するために、同藩における他の備荒貯蓄制度についても簡単に眺めておこう。

水戸藩で備荒貯蓄制度の中心をなすものは、常平倉である。しかしこれ以外としては、すでに見た義倉、社倉および郡庁の貯穀以外に、稗倉、懷物、手元貯穀と呼ばれるような種々の制度が存在していた。ここで問題になるのが、稗倉である。（資料1）によれば、稗倉は光圀の時代につくられたと推定することが可能である。そしてこの稗倉は四郡に設置されたものであり、安政4年（1857）には27万俵以上が蓄積されていたのである<sup>28)</sup>。蓄積の方法としては、「貧窮の村落には時として年期を限り免除したこともあるが、一般に高百石に付、稗3石の割で雑税に擬し、秋成を待て徵収」<sup>29)</sup> した。そしてこの稗倉は、明治になって廢藩に至るまで存続したのである。この稗倉以外に溜穀をベースとした義倉が設置されたことについては、すでに見たところである。

以上、いくつかの資料を中心に検討してきたが、ここで水戸藩における義倉と社倉についての筆者なりの見解を述べるとしよう。義倉は、従来から存在していた溜穀をベースとして、それぞれの郷村でこれを拡大したものであった。これが民間の運営に委ねられていたことは、当然考えられるところで

27) 『水戸藩史料』別記上、385頁。

28) 同書、382頁によれば、天明以後、稗倉は東西南北の4郡で合計28カ所に及んでいたことがわかる。

29) 本庄栄次郎、前掲書、321頁。

ある。そして、これが義倉と呼ばれた理由は、「富を分ち貧を賑すことがその情義に合っている」というものであった。それでは、なぜ稗倉は義倉と呼ばれなかつたのであろうか。「富を分ち貧を賑す」とまではいわなくとも、それぞれの石高に対して3パーセントの稗を貯穀するということは、一定の再分配効果を有するものである。そこで、「富豪義民を募り」が意味を持つてくるのではないかと思われる。つまり水戸藩においては、豪農や義民からの義捐を含むことが義倉と考えられていたのではないかということである。また社倉に関しては、前述したように、神社に関連した倉庫で各村に設置したものと理解していたと考えることができるようと思われる。

## (二)

次に、米澤藩の義倉を中心とした備荒貯蓄制度について検討を行なう<sup>30)</sup>。

米澤藩では、寛永年間（1624–1643）には糲の貯蔵が行なわれていた。そして享保12年（1727）には、貯穀は8136俵に達していた。しかし、当時は大凶荒が発生しなかつたため、「蔵の糲はただ貧民への貸付に利用され、それがたび重なるにつれて実数と帳面表が合わず、正米は僅かばかりに減少し、重定の代には儲米殆んど尽き、宝暦5年（1755）の大雨・洪水」<sup>31)</sup>の際にはきわめて悲惨な状況が現出したのである。そこで、備荒貯蓄制度の復活が図られることとなった。そして、明和・安永期（1764–1781）には、次のような備荒貯蓄制度が存在していた。

①藩主の建設による備倉米<sup>32)</sup>

②藩士のための備糲倉<sup>33)</sup>

30) 主として、以下の文献を参考とした。上田藤十郎『近世の荒政』（昭和22年）大雅堂、菅田慶恩・横山昭男『山形県の歴史』（昭和45年）山川出版社、斎藤圭助『上杉鷹山公の農政』（大正9年）有斐閣、池田成章『鷹山公世紀』（大正13年）、渡辺与五郎「上杉鷹山の荒政について」（『経済学紀要』創刊号所収）

31) 渡辺与五郎、前掲論文、114頁。

32) 安永3年（1774），上杉治憲は米澤の北寺町に備荒貯蓄のための倉を5棟建設した。安永3年の『国政談』は、次のように記している。「御備米蔵新立，北寺町裏御屋敷内江御作事，右無九年之蓄，曰不足無六年之蓄，曰急無三年之蓄，曰國非其國也，由此觀之有國家者何可以無蓄粟乎，」

③農民のための糀倉<sup>34)</sup>

④町人のための義倉

⑤市街門屋住居人のための糀倉<sup>35)</sup>

これらの備荒貯蓄施設のうちで義倉という名称を用いているのは、④町人のための義倉のみである。

このような備荒貯蓄制度の設立に関し、明和7年（1770）に当時町奉行であった<sup>の名きど</sup>莅戸太華が残した記録がある<sup>36)</sup>。それは、莅戸太華翁の遺書の中にある。その年月日は明らかではないが、明和7年に起案したものと考えられている。『莅戸太華翁』の編述者杉原謙は、義倉案について「此書實に鷹山公の時に於て備荒貯蓄の儀起りたる根本と見えたり」<sup>37)</sup>と記している。この義倉案の一部は、翌年の明和8年（1771）から実施された。本稿では、前述した④の町人のための義倉について取り上げてみよう。

町人のための義倉においては、商家各家から<sup>38)</sup>少しずつ出銭し、一部は金銭で蓄えこれを貸し付けて利殖し、その他一部をもって糀を買い、安永5年

---

→ (中略)

一 五棟 倉廩

但三間半梁、或三間梁行キ間二十間ツ、にて、五ツの倉廩合て百間、右之通御作事致成就候、(下略)」(山形県内務部編、『山形県史』第三巻（昭和48年）名著出版、88-89頁)

- 33) 「藩士については、大小諸士の知行百石に付二斗二升五合の割合を備糀させ、新町蔵屋敷には十八組足軽備糀倉を建設し、更に小出村と糠の目村に糀倉を建てて上米を糀米にかえ貯蓄させた」。(渡辺与五郎、前掲論文、116頁)
- 34) 「農民に対しては、安永五年（一七七六）十月凶作、飢饉の備用として老幼男女一人に付き糀一升ずつ貯蓄する方法を定め、同年小出村に建設用材を与えて糀倉を建て、祝いとして三百俵を与えた。これを始めとして、追々諸村にも用材を与えて糀蔵を設立し、倉ごとに二百一三百俵の糀を与え、その保護奨励につとめた。その結果当時農村に設立された御倉数は約六七十と推定される」。(渡辺与五郎、同論文、116頁)
- 35) 「市街門屋住居人の貯蓄としては、安永六年（一七七七）屋代町郡割所構内に糀倉を建て、お祝いとして糀五十俵及び川辺開作の収納糀八十俵を与える、その保護奨励につとめた」。(渡辺与五郎、同論文、117頁)
- 36) 杉原謙編述、『莅戸太華翁』（明治31年）173-176頁に、「義倉篇 手控案」として収録されている。
- 37) 杉原謙、前掲書、176頁。
- 38) 池田成章、前掲書、247頁。齊藤圭助、前掲書、124頁。これに対し上田藤十郎は、「有志者をして一定の出銭をなさしめ」と記している。(上田藤十郎、前掲書、↗

(1776)までに貯穀した糲は600俵にも達した。そして当時、購入された糲は貯蔵され、「町家備米」と呼ばれていた。そこで備荒のための蔵を2棟建設し、これを義倉と称した<sup>39)</sup>。

その後、天明3年(1783)に発生した大凶荒によって、義倉を含めたすべての貯蓄は完全に消費し尽くしてしまった。そこで、翌天明4年(1784)、新たな備荒貯蓄のための20カ年計画がつくられた。その時に採用された義倉に関する計画は、大略次のようなものである。すなわち、先の義倉における貨幣貯蓄の残金2千貫文を貸し付けて、年間240貫文の利息を得る。その利息を三等分し、三分の一の80貫文ずつを次の用途にあてる。  
①糲を購入する。  
②元金に繰り入れて20年後に糲を購入する。  
③年々の諸雑費にあてる。

しかし、年間80貫文をもって糲を購入し、それを蓄えるだけでは不十分である。そこで、日市錢から毎年20貫文を支出する。この外として、初年度には町家貧窮御救金20両のうちの残金100貫文を、糲の購入にあてる。したがって初年度は合計200貫文となり、これをもって糲266俵を購入する。また2年目以降は、商人の経済状態に応じてこれを四つの階級に分ける。そして、それぞれの階級に応じて一戸につき年間20文、10文、6文、1文ずつ徴収する。この合計は273貫568文となるので、これをもって毎年糲364俵半を購入する。この外、余裕のある者に対しては糲又は麦を買い入れ、義倉に蓄積させることとした<sup>40)</sup>。なお、この「義倉備糲の係役としては、糲代官、同掛役、糲倉備米蔵、附横目、糲役人加入等に担当させ、その監督を行なった」<sup>41)</sup>とされている。

以上、米澤藩における義倉を大雑把に見てきた。ここで、米澤藩の義倉について要約するならば、次のようになるだろう。

①対象は町人であり、倉は町中に設置された。

②最初の義倉については、これを有志の出資によるとする見解と、商家各

53頁)

39) 斎藤圭助、前掲書、124-125頁。

40) 斎藤圭助、同書、134-137頁。

41) 渡辺与五郎、前掲論文、117頁。

戸に割り当てたとする二つの見解がある<sup>42)</sup>。しかし、天明4年（1784）につくられた義倉では、商人の経済状態に応じて強制的に賦課している。

③藩の係役が監督を行なったが、運営面では自治的色彩が濃い。

さて、ここで、郷村の備糲をも義倉と呼んでいる事例について、一言ふれておきたい。

#### （資料6）

「同所宝暦亥年飢饉より後は村々に義倉を建米麦を入れ置事年々怠る事なし天明の飢饉にも彼の義倉を開て國中に賜はりしとなり上に限らず老人に付米三合充粥にして食すべしと被仰付ける是によつて國中に餓死の者一人もなかりしとなり（下略）」<sup>43)</sup>。なお、「國中に餓死の者一人もなかりしとなり」という記事に関しては、次のような指摘もなされている。すなわち、「実態はかならずしもそのようなものではなかった。天明三年から六年間に、領内的人口は四八五八人も減少し（減少率四・三パーセント）『村史なかつがわ』によれば、天明四年になると、三月には冬をこしかねて死亡するものが激増し、他村へ奉公にでるものが多くなり、荒地の増加がめだっている。しかし、全体的に他藩に比較して、餓死者の数がすくなかったことは事実であり、それは積極的な農村対策や救荒策の成果であったとみることはできるであろう」<sup>44)</sup>。

（資料6）は、『米澤美政談』に記されたものである。ここでは、郷村の備糲をも義倉と呼んでいる。これについて、どのように解するべきであろうか。上田藤十郎は、「義倉と社倉との区別が、概念的にも将また実際上の取扱上に於ても、混同してゐた結果に外ならない」<sup>45)</sup>と述べている。筆者もまた、そのように解しておきたい。

42) この点についての詳細は、残念ながら確認できない。ただ、本稿ではふれなかつたが、備蓄の際に見られた藩主の行動から判断しても、富裕な商人の義捐を求めたことは当然考えられる。

43) 『米澤美政談』（滝川誠一編、『日本経済大典』第15巻（昭和43年）明治文献所収）、79頁。

44) 誉田慶恩・横山昭男、前掲書、185頁。

45) 上田藤十郎、前掲書、65頁。

（未完）

（たけだ・ひさよし／経営学部教授／1995年12月5日受理）